

「請願」と「陳情」の制度をご存じですか？

町民の皆様のご要望をできる限り取り入れ、行政に反映させるための手段として、「請願」及び「陳情」の制度があります。

大島町議会では、提出されたものを慎重に審査し、採否を決定します。

請願と陳情は、紹介議員を必要とする、しないの違いはありますが、審議等における取り扱いは同じです。

◆ 提出方法

- 1 行政に対する要望を文書(邦文)にします。
※ 必要に応じ、図面や資料を添付。
- 2 代表者の住所・氏名を記入します。
※ 2人以上で請願(陳情)する場合は、住所・氏名を書いた署名簿を添えます。氏名については、自署でない場合(ゴム印・印刷等)には、押印が必要です。
- 3 紹介議員が署名します。(陳情は不要)
- 4 用紙は任意です。様式は下記のとおりです。
- 5 提出先は、町議会事務局です。(役場3階 2-1449)

◆ 様式

表紙

年 月 日
大島町議会議長 殿
〒請願(陳情)者住所
氏名(署名または記名押印)
電話番号
外 ○人
○○○○○○○○○○○○○に関する請願(陳情)
紹介議員署名(陳情は不要)

本文

請願(陳情)の要旨
1
2
.
理 由
1
.
2

提出期限は、決まっています。定例会前に開かれる議会運営委員会の前日（土日・祝日を除く）までに提出されたものは、その定例会の会期中に審議されます。これを過ぎたものは、次の定例会で審議されます。

ただし、議長が早急に処置すべきと認めるものについては、この限りではありません。